

Ⅱ. お知らせコーナー

決定の
お知らせ

タカタ製エアバッグの新たなリコール改修促進策

～未改修の車は、車検の有効期間が更新されなくなります～

タカタ製エアバッグは、ガス発生装置（インフレーター）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降リコールを実施していますが、昨年12月末現在で、自動車メーカー9社、96車種、約113万台の未改修車があります。メーカーから交換部品の供給が確保できたことに加え、一刻も早い改修が必要であることから、異常破裂する危険性が高い未改修車については、車検で有効期間が更新されなくなります。

《措置の概要》

開始時期 平成30年5月1日

措置適用のタイミング

申請窓口でOCRシートを読み込むとき。

（※OSS申請の際には、運輸支局等が受付審査を行ったとき。）

措置の対象であった場合

メーカー等が発行する『改善措置済証』を運輸支局等にて確認を行う。

（改修の状況が、国土交通省や軽自動車検査協会のシステムに記録されます。）

『改善措置済証』の提出がない（システムに記録がない）場合

「提出書面不備」となり、自動車検査証の備考欄に措置の対象である旨の記載（手書き等）と受付日付印を押印し、申請書と添付書類を申請者へ返却する。（放置違反金滞納と同様の取り扱いになります。）

※指定扱いの場合は、保安基準適合証の有効期限が切れてしまう恐れがあります。

※持ち込み検査の場合は、検査日から15日以内であれば、検査票は有効なものとして更新可能です。

《会員の皆様にお願ひ》

- 車検に限らず、点検、整備、オイル交換またはイベント等でご来店の際には、「メーカー名」と「車台番号」を確認し、未改修車両かどうかご確認ください。
- 未改修車両であった場合は、すみやかにディーラー等に連絡のうえ、改修のスケジュール調整をしてください。

《検索システムについて》

メーカーのホームページのほか、日整連が作成した検索システムや検索アプリをご利用ください。日整連作成の検索システムへのリンクバナーを、振興会ホームページに表示しましたのでご活用ください。

振興会ホームページ（トップページ）

The screenshot shows the EASPA website homepage. A callout box on the right side points to a banner that reads: **リコール情報検索** ブラウザ上で確認できる Web版となります. Below this banner, a smaller version of the same banner is highlighted with a red box. An arrow points from this highlighted banner to the text below.

このバナーをクリックすると、日整連の検索システムが開きます。

↓リコール情報検索システム（日整連）↓

The screenshot shows the '車両リコール状況確認' (Vehicle Recall Status Confirmation) form. It includes a title, instructions to select a manufacturer and enter a vehicle number, and input fields for 'メーカー' (Manufacturer) and '車台番号' (Vehicle Number). A search button labeled '検索する' (Search) is at the bottom. A callout box on the right explains the search process.

メーカー
-

車台番号
例) ABC-1234567890

検索する

メーカー名、車台番号を入力して、『検索する』をクリックしてください。リコールの対象かどうか、改修ができていないかどうか、表示されます。

スマートフォン・アプリもありますので、ご利用ください。

スマートフォンアプリのご案内

国産四輪車（乗用車・大型車）と国産二輪車について、車検証のQRコードを読み取ってリコール対象になっていないか確認できるツールです。

Available on the App Store

ANDROID APP ON Google play

専用アプリは、App Storeからダウンロードできます。

専用アプリは、Google Play™ストアからダウンロードできます。

平成29年12月8日
自動車局審査・リコール課
整備課

エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置を開始します。

タカタ製エアバッグのリコール改修を促進するため、異常破裂する危険性が高い未改修車両（自動車メーカー9社、97車種、約130万台（10月末時点））については、平成30年5月より、車検で通さない措置を講じることとします。

本措置の対象車両のユーザーの皆様は、車検の有効期間を待つことなく、一刻も早く改修を行って頂くようお願いします。

1. 背景・目的

タカタ製エアバッグは、ガス発生装置（インフレーター）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降リコールを実施しているところです。

これまで、未改修車に対し車検時に警告文の交付を行う等の改修促進の取組を進めていますが、本年10月の国内の改修率は83.2%であり、なお約320万台の未改修車があること、異常破裂による死者が全世界で少なくとも18人を数え、一刻も早い改修が必要であること等を踏まえ、これまでの取組に加え、新たに、異常破裂する危険性が高い未改修車については、車検で通さない措置を講じます。

2. 未改修車両を車検で通さない措置の概要（詳細 別紙1） **別紙1は省略**

（1）対象範囲（別紙2）

お持ちの車が今回の措置の対象となるかの確認は、以下の検索システムを活用してご確認頂くか、別紙3に掲げる自動車メーカーにお問い合わせ下さい。

<https://www.jaspa.or.jp/portals/recallsearch/index.html>

（2）措置の方法

- ① ユーザーやディーラー以外の整備工場は、検索システムを活用し、車検を受けようとする車両が措置対象未改修かどうかを確認します。該当する場合には、ディーラー等にて改修を行った上で交付される改善措置済証を運輸支局等に提出して車検を受けることとなります。
- ② 車検申請を受けた運輸支局等においては、自動車登録検査業務電子情報処理システム等を活用して、措置対象未改修車両の場合は車検を通さないこととします。

（3）その他

本措置の導入によるユーザーや整備工場の負担の軽減を図るため、自動車メーカーが適切に対応するよう指導して参ります。更に、自動車メーカーによる効果的なダイレクトメール送付など、リコール改修の一層の促進を図って参ります。

【お問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 今村、島川

TEL:03-5253-8111（内線:42363）、夜間直通 03-5253-8597

対象範囲

平成28年4月以前にリコール届出されているものであって、異常破裂する危険性が高い特定のインフレーターを使用したエアバッグを搭載した、次のリコールの未改修車を対象範囲とします(約130万台(10月末時点))。

- ① 原因が特定されたリコール
- ② 予防的リコールのうち、国内で異常破裂したインフレーターと同じタイプを使用した、次のエアバッグを搭載した車両に係るリコール

運転席：平成22年以前の仕様のSDIタイプのインフレーターを使用したエアバッグ

助手席：平成22年以前の仕様のSPIタイプのインフレーターを使用したエアバッグ

[いすゞ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
コモ	平成13年6月～平成20年12月

[株式会社 SUBARU]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
レガシィ	平成15年4月～平成16年2月
インプレッサ	平成16年1月～平成19年4月

[ダイハツ工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ミラ	平成14年12月～平成19年11月
エッセ	平成17年11月～平成23年3月
ハイゼット	平成16年11月～平成22年5月
ハイゼット デッキバン	平成17年1月～平成19年11月

[トヨタ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アベンシス/アベンシスワゴン	平成15年9月～平成20年5月
アルファード G/V/ハイブリッド	平成14年5月～平成20年3月
アレックス	平成12年11月～平成18年10月
イプサム	平成13年4月～平成20年12月
ヴィッツ	平成14年12月～平成20年12月
ヴェロッサ	平成12年11月～平成16年10月
ヴォクシー	平成13年11月～平成19年5月
ヴォルツ	平成14年5月～平成16年3月

オーハ°	平成 14 年 5 月 ~ 平成 17 年 4 月
ガイア	平成 13 年 4 月 ~ 平成 16 年 8 月
カローラ	平成 12 年 7 月 ~ 平成 18 年 10 月
カローラフィールダー	平成 12 年 7 月 ~ 平成 18 年 9 月
カローラランクス	平成 12 年 8 月 ~ 平成 18 年 10 月
サクシード	平成 14 年 6 月 ~ 平成 20 年 12 月
ソアラ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 17 年 7 月
ノア	平成 13 年 11 月 ~ 平成 19 年 5 月
ブレビス	平成 13 年 5 月 ~ 平成 19 年 6 月
プロボックス	平成 14 年 6 月 ~ 平成 20 年 12 月
ベルタ	平成 17 年 11 月 ~ 平成 20 年 12 月
マークII	平成 12 年 9 月 ~ 平成 16 年 10 月
マークIIブリット	平成 13 年 12 月 ~ 平成 19 年 6 月
RAV4 J/L	平成 15 年 7 月 ~ 平成 17 年 10 月
WiLL サイファ	平成 14 年 9 月 ~ 平成 17 年 7 月
WiLL VS	平成 13 年 4 月 ~ 平成 16 年 4 月

[レクサス(トヨタ自動車株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
SC430	平成 17 年 8 月 ~ 平成 19 年 12 月

[日産自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
キューブ(Z10 型)	平成 12 年 8 月 ~ 平成 14 年 8 月
セフィーロ	平成 13 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月
リパティ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 16 年 10 月
ブルーバードシルフィ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 17 年 12 月
キャラバン	平成 13 年 5 月 ~ 平成 20 年 12 月
エクストレイル	平成 12 年 10 月 ~ 平成 19 年 6 月
ティアナ	平成 14 年 11 月 ~ 平成 20 年 12 月
ダットサン	平成 13 年 7 月 ~ 平成 14 年 8 月
サファリ	平成 14 年 1 月 ~ 平成 19 年 6 月
プレサージュ	平成 15 年 7 月 ~ 平成 20 年 12 月
フーガ	平成 16 年 10 月 ~ 平成 20 年 12 月
キューブ(Z12 型)	平成 20 年 11 月 ~ 平成 24 年 2 月
マーチ	平成 22 年 6 月 ~ 平成 24 年 3 月
パネット	平成 16 年 3 月 ~ 平成 23 年 3 月

[ビー・エム・ダブリュー株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
316ti	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 11 月
318ti	

318i	平成 13 年 12 月 ~ 平成 14 年 11 月
318Ci	平成 14 年 2 月 ~ 平成 14 年 12 月
318i ツーリング*	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月
320i	平成 14 年 1 月 ~ 平成 15 年 2 月
325i	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 11 月
330i	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月
330Ci	平成 14 年 2 月 ~ 平成 14 年 12 月
330Ci カブリオレ	平成 13 年 10 月 ~ 平成 14 年 12 月
M3	平成 14 年 2 月 ~ 平成 14 年 12 月

[本田技研工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アコード	平成 14 年 10 月 ~ 平成 20 年 3 月
アコードワゴン	平成 14 年 10 月 ~ 平成 19 年 12 月
インサイト	平成 20 年 12 月 ~ 平成 23 年 3 月
インスパイア/セイバー	平成 13 年 3 月 ~ 平成 14 年 11 月
エアウェイブ	平成 17 年 3 月 ~ 平成 22 年 8 月
エディックス	平成 16 年 6 月 ~ 平成 21 年 8 月
エリシオン	平成 16 年 4 月 ~ 平成 23 年 3 月
エリシオン プレステージ	
エレメント	平成 15 年 2 月 ~ 平成 17 年 9 月
クロスロード	平成 19 年 2 月 ~ 平成 22 年 8 月
ザッツ	平成 14 年 1 月 ~ 平成 19 年 6 月
シビック	平成 17 年 8 月 ~ 平成 22 年 8 月
シビック GX	平成 13 年 2 月 ~ 平成 16 年 11 月
シビック ハイブリッド	平成 13 年 11 月 ~ 平成 22 年 12 月
シビック フェリオ	平成 12 年 8 月 ~ 平成 17 年 7 月
ステップワゴン	平成 17 年 5 月 ~ 平成 21 年 9 月
ステップワゴン スパーダ	
ストリーム	平成 12 年 8 月 ~ 平成 23 年 3 月
ゼスト/ゼスト スパーク	平成 18 年 2 月 ~ 平成 23 年 3 月
パートナー	平成 18 年 3 月 ~ 平成 22 年 8 月
フィット	平成 13 年 6 月 ~ 平成 23 年 3 月
フィット アリア	
フィット シャトル	
フリード	平成 20 年 5 月 ~ 平成 20 年 12 月
モビリオ	平成 13 年 11 月 ~ 平成 20 年 4 月
モビリオ スパイク	平成 14 年 9 月 ~ 平成 20 年 4 月
ラグレイト	平成 13 年 10 月 ~ 平成 16 年 2 月
レジェンド	平成 16 年 9 月 ~ 平成 23 年 2 月
CR-V	平成 13 年 9 月 ~ 平成 23 年 3 月

FCXクラリティ	平成 20 年 5 月 ~ 平成 22 年 8 月
MDX	平成 15 年 2 月 ~ 平成 18 年 1 月

[マツダ株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アテンザ	平成 14 年 3 月 ~ 平成 19 年 11 月
RX-8	平成 15 年 2 月 ~ 平成 15 年 6 月
ボンゴ	平成 16 年 3 月 ~ 平成 23 年 3 月
ボンゴブローニイ	平成 16 年 3 月 ~ 平成 22 年 7 月
タイタン	平成 16 年 2 月 ~ 平成 22 年 7 月

[三菱自動車工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ランサー	平成 15 年 12 月 ~ 平成 20 年 12 月
アイ	平成 17 年 12 月 ~ 平成 20 年 12 月
トライトン	平成 18 年 8 月 ~ 平成 22 年 4 月
デリカ(商用車)	平成 16 年 3 月 ~ 平成 23 年 3 月

なお、現在、タカタ製エアバッグのリコールを届出している以下の自動車メーカー等においては、今回の措置の対象となる車両はありません。

- アウディジャパン株式会社
- FCA ジャパン株式会社
- ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社
- ニコルレーシングジャパン合同会社
- McLaren Automotive Asia Pte Ltd
- 日野自動車株式会社
- フェラーリ・ジャパン株式会社
- フォード・ジャパン・リミテッド
- フォルクスワーゲングループジャパン株式会社
- プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社
- メルセデス・ベンツ日本株式会社
- UDTラックス株式会社

自動車メーカー問い合わせ先

自動車メーカー名(五十音順)	お問い合わせ先 ※1	ウェブサイトURL ※2
アウディジャパン株式会社	0120-598-119	http://www.audi.co.jp/web/ja/service_accessory.htm#page=/jp/web/ja/service_accessory/info_top/recall.html
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	http://www.isuzu.co.jp/recall/
FCAジャパン株式会社	0120-712-812	http://fcagroupprecallinfo.kir.jp/Rinfo/search/index.php
株式会社 SUBARU	0120-412-215	http://recall.subaru.co.jp/lgsb/
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社【トヨタ】	0800-700-7700	http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
【LEXUS】	0800-500-5577	http://lexus.jp/recall/
ニacol・レーシング・ジャパン合同会社	0120-699-250	http://alpina.co.jp/services/recall/recall-information/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュ株式会社	0120-269-437	http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
日野自動車株式会社	0120-106-558	http://www.hino.co.jp/j/service/recall/index.php
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	0120-509-300	http://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html
プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社	0120-55-4106	http://www.citroen.jp/services/recall/
本田技研工業株式会社	0120-112-010	http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link_disp
マツダ株式会社	0120-386-919	http://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	http://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/myservice/recall/search/index.html
UDトラックス株式会社	0120-67-2301	https://www.udtrucks.com/ja-jp/service-and-parts/recall-info/recalls/recalls/2016/20160630

網掛けは、今回、車検で通さない措置の対象となる自動車メーカーになります。

※1 お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかの確認は、検索システムを活用してご確認頂くか、各自動車メーカー窓口までご相談ください。

※2 各自動車メーカーのウェブサイト又は検索システムでは、お持ちの車のリコール届出状況等について確認できます。「車台番号」が必要になりますので、

お手元に車検証をご用意ください。

【緊急告知】



平成30年5月から、
エアバッグのリコール未改修の場合、
車検が通らなくなります！
早急にリコール作業を受けて下さい。

対象車種

タカタ製エアバッグを搭載した

- いすゞ コモ
- SUBARU インプレッサ、レガシィ
- ダイハツ ミラ、ハイゼット など4車種
- トヨタ ヴォクシー、カローラ など24車種
- 日産 エクストレイル、フーガ など14車種
- ビー・エム・ダブリュー E46、3シリーズ(318i、320i など)11種
- ホンダ フィット、アコード など31車種
- マツダ RX-8、アテンザ など5車種
- 三菱 ランサー、アイ など4車種

※詳しくは次のページをご覧ください。



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure and Transport



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

ISUZU



SUBARU



DAIHATSU



TOYOTA



LEXUS



HONDA



MAZDA

MITSUBISHI MOTORS

そのままお乗りいただくと大変危険です。 一刻も早い改修をお願いします。

—交通事故でエアバックが異常破裂した事例—

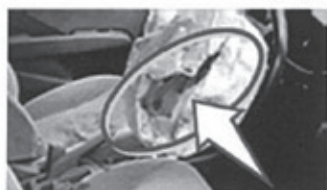


写真:エアバックが異常破裂し中部の金属部品が飛び散りバッグの中央部が大きく裂けている状態



1. まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。

※まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。

検索システム パソコン用URL

リコール情報検索アプリ

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

スマホ・タブレット用アプリ

「リコール情報検索」アプリの紹介



(注)ビー・エム・ダブリューは対応しておりませんので、下記のホームページより検索して下さい。

2. 未改修車であった場合には、リコール改修を実施してください。ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。


●各自動車メーカー問合せ先とホームページURL

メーカー	お問い合わせ先	ウェブサイトURL
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	http://www.isuzu.co.jp/recall/
株式会社SUBARU	0120-412-215	http://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社	0800-700-7700	http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
LEXUS	0800-500-5577	http://lexus.jp/recall/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュー株式会社	0120-269-437	http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
本田技研工業株式会社	0120-112-010	http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link_disp
マツダ株式会社	0120-386-919	http://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	http://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=

国土交通省タカタ専用ダイヤル

03-5539-0452

エアバッグリコール特設ホームページ

 http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_000.html

指定事業者の皆さんへ

平成29年度 指定事業者研修会の研修概要

(指定工場で管理・保存が必要なファイル類はありますか?)

5月末から6月初めにかけて、5会場で開催しました『平成29年度 指定事業者研修会』で、振興会からご案内しました内容を取りまとめたご紹介します。

ある日のこと、振興会・事務局に指定の会員さんから、運輸支局が行う監査についてのお問い合わせがありました。

「今日、監査があつてね～。いつもやったら適合証と記録簿見て、何十分かで帰っていくのに、今日は随分長いこと座つとつてね～。あれやこれや出せつて言われて、今まで見られたことないものいっぱい見て帰つたんよ。

こんな監査、あるの～？」

そうです。そんな監査もあるんです！随分長いことやっていなかった時期もあったそうですが、適合証や指定整備記録簿以外にも、あれこれ見られる場合があるそうです。突然そんなことがあつても対応できるように、皆さんの事業場には、以下のファイル等がありますか？今からでも遅くはありません。指定工場で管理・保存が必要なファイル類を、今一度ご確認ください。

(1) 申請書 (控)

指定自動車整備事業関係事務処理要領 第12条 (検査員必携 P.1303) により、「指定事業者は、申請書及び届出書類等の写しを整理保存するものとする。」と規定されています。申請から事業場の変更届、検査員や整備主任者の選任、変更、解職の届の控えがありますか？

(2) 認証書、指定書、認定書

認証書、指定書 (認定を受けている場合は、認定書) はありますか？事業場名、所在地等の記載内容に誤りはないですか？

指定を受けた対象外の車両に保安基準適合証を交付してしまい、処分された事例もあります。「対象とする自動車の車種」の欄は、よくご確認ください。

(3) 事業場組織図

事業場組織図は掲示されていますか？掲示している内容 (人の配置や取得資格) は、間違いありませんか？

(4) 点検整備の料金表の掲示

道路運送車両法施行規則 第62条の2の2第1項第1号（検査員必携 P.161）により、定期点検整備の料金表の掲示が義務付けられています。車検や定期点検の料金について、料金表が掲示されていますか？（商工組合で、税込み3,460円で販売しています。）表示されている金額と、請求書に記載される金額は合っていますか？

(5) 概算見積書の交付

道路運送車両法施行規則 第62条の2の2第1項第2号（検査員必携 P.161）により、定期点検整備に係る概算見積書の交付が義務付けられています。車検や定期点検の依頼があった際に、概算見積書を交付していますか？控えはありますか？

(6) 社内規程

2017年5月現在の社内規程は、2009年6月版です。

第6条（2）に「登録識別情報等通知書」という言葉が入っていれば、最新のものです。

(7) 社内監査表

2017年5月現在の社内監査表は、2013年1月版です。

振興会ホームページの「会員向け Topics & news 2013年1月11日」の記事から、ダウンロードできます。

(8) 監査実施記録簿

運輸支局による立入監査が実施された際には、「監査実施記録簿」に監査の結果を記録してください。

(9) 従業員教育実施記録簿

社内規程第12条で、「事業場管理責任者及び主任技術者が主体になって、実施計画に基づき定期的実施し、その実施結果について記録する」としています。

実施計画や実施記録簿はありますか？

(10) 自動車検査用機械器具管理規程

作成例では、検査機器の管理責任者は「自動車検査員」となっており、規程の管理も自動車検査員が行います。

(11) 自動車検査用機械器具台帳・整備記録簿

検査機器管理規程に基づき、機器台帳（第1号様式）、整備記録簿（第2号様式）の備え付け及び記録が必要です。最近変更した機器（特に、新設したオパシメータなど）の台帳や記録簿の準備が整っているか、ご確認ください。

次号につづく…。

平成 29 年度 自動車分解整備業実態調査結果の概要について

一般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
調査企画部 調査企画課

この度、平成 29 年度の自動車分解整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車分解整備業の現状及び経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。

2. 調査時点

平成 29 年 6 月末現在。売上高等については、平成 29 年 6 月末に最も近い決算期分。

3. 調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車分解整備事業者（平成 29 年 6 月末時点 92,001 事業場）のうち、約 2 割を対象（有効回答数は全事業場の約 1 割）として調査を行いました。

平成 29 年度調査における総整備売上高は 5 兆 4,875 億円となり、前年度と比較すると 931 億円増（1.7%増）と 3 年ぶりに増加しました。

なお、詳細の分析は 3 月発刊予定の「平成 29 年度版自動車整備白書」に掲載する予定です。

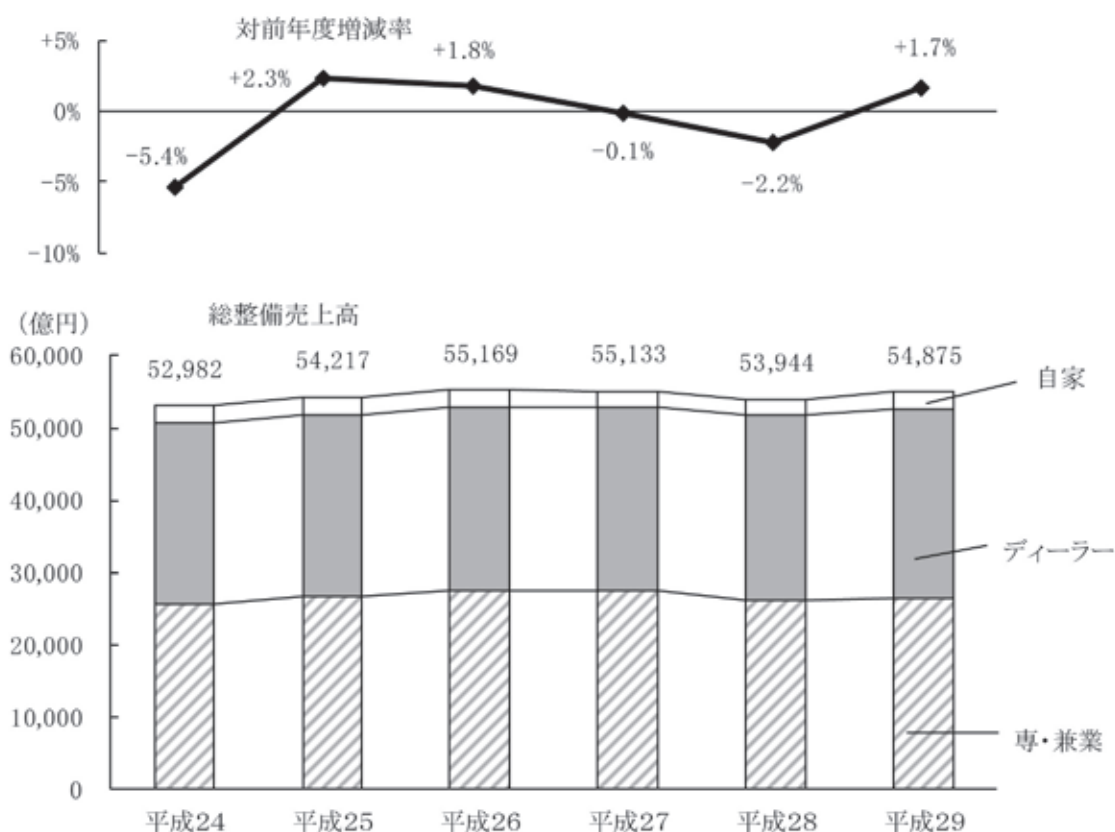
- 注) 1. 専 業：自動車整備業の売上高が総売上高の 50%をこえる事業場
2. 兼 業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の 50%以上を占める事業場（ディーラーを除く。）
3. ディーラー：自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場
4. 自 家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

(1) 総整備売上高

直近6年間の総整備売上高をみると、平成24年度は東日本大震災により減少、その後平成25～26年度は2年連続の増加、平成27～28年度は2年連続の減少と推移してきましたが、平成29年度調査では3年ぶりに増加に転じました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が273億円増(1.0%増)、ディーラーが792億円増(3.1%増)、自家が134億円減(5.8%減)となり、専・兼業とディーラーが増加しました。

作業内容別では、「車検整備」が2.8%増、「定期点検整備」が6.6%増、「その他整備」が1.7%増加しましたが、「事故整備」が1.6%減少しました。



調査年度 業態	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	29-28	29/24
専・兼業	25,709	26,748	27,523	27,402	26,285	26,558	+273	+3.3%
	-5.1%	+4.0%	+2.9%	-0.4%	-4.1%	+1.0%		
	専業	19,515	20,322	20,968	20,224	19,751		
兼業	6,194	6,426	6,555	7,178	6,534	6,611	+77	+6.7%
	+4.1%	+3.7%	+2.0%	+9.5%	-9.0%	+1.2%		
ディーラー	25,089	25,105	25,195	25,364	25,355	26,147	+792	+4.2%
	-5.8%	+0.1%	+0.4%	+0.7%	-0.04%	+3.1%		
自家	2,184	2,364	2,451	2,367	2,304	2,170	-134	-0.6%
	-4.6%	+8.2%	+3.7%	-3.4%	-2.7%	-5.8%		
合計	52,982	54,217	55,169	55,133	53,944	54,875	+931	+3.6%
	-5.4%	+2.3%	+1.8%	-0.1%	-2.2%	+1.7%		

(単位・億円)

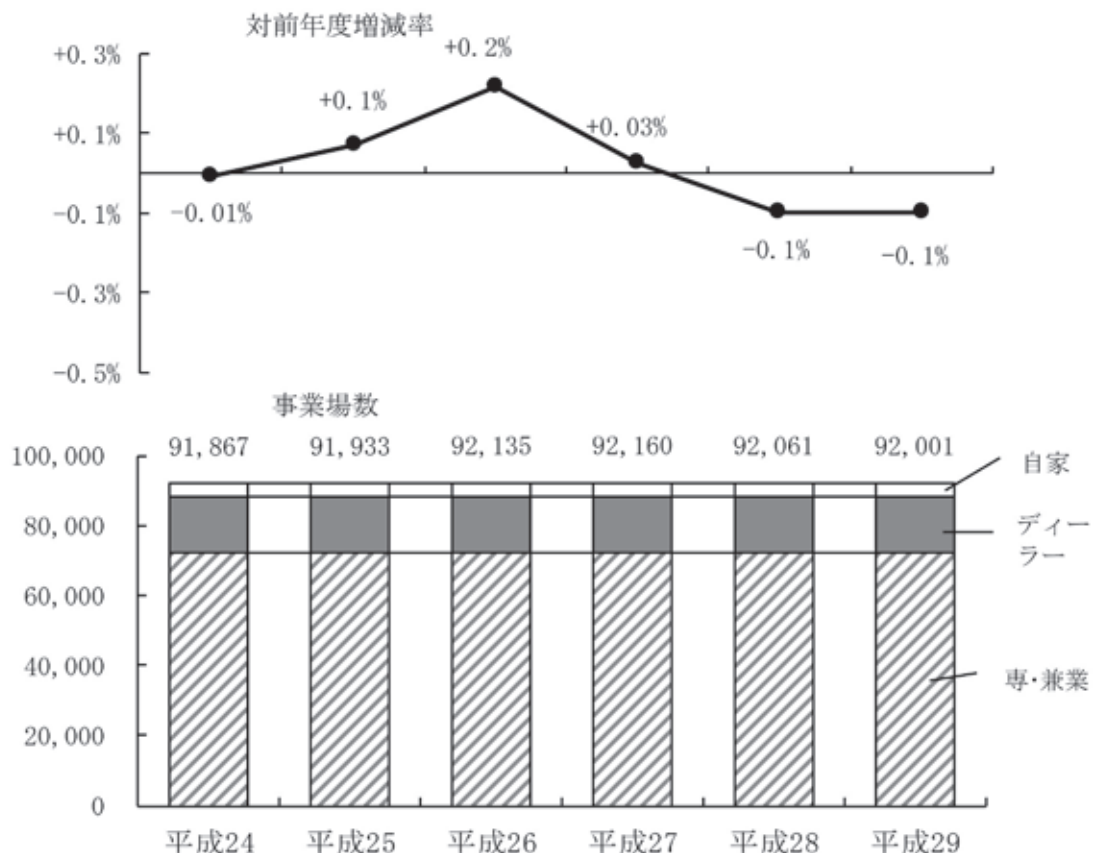
業態	作業内容	車 検 整 備			定 期 点 検 整 備				事故整備	その他整備	合 計	
		2 年	1 年	小 計	1 年	6 ヶ月	3 ヶ月	小 計				
専・兼業	売上高	8,271	4,046	12,317	544	133	365	1,042	5,384	7,815	26,558	
	増減額	+60	+134	+194	+58	+21	+49	+128	-137	+88	+273	
	増減比	+0.7%	+3.4%	+1.6%	+11.9%	+18.8%	+15.5%	+14.0%	-2.5%	+1.1%	+1.0%	
	専 業	売上高	5,944	3,411	9,355	359	100	319	778	4,009	5,805	19,947
		増減額	+98	+113	+211	+43	+21	+42	+106	-218	+97	+196
		増減比	+1.7%	+3.4%	+2.3%	+13.6%	+26.6%	+15.2%	+15.8%	-5.2%	+1.7%	+1.0%
兼 業	売上高	2,327	635	2,962	185	33	46	264	1,375	2,010	6,611	
	増減額	-38	+21	-17	+15	±0	+7	+22	+81	-9	+77	
	増減比	-1.6%	+3.4%	-0.6%	+8.8%	±0.0%	+17.9%	+9.1%	+6.3%	-0.4%	+1.2%	
ディーラー	売上高	7,217	1,333	8,550	1,935	261	183	2,379	5,360	9,858	26,147	
	増減額	+371	+116	+487	+33	+7	+6	+46	+10	+249	+792	
	増減比	+5.4%	+9.5%	+6.0%	+1.7%	+2.8%	+3.4%	+2.0%	+0.2%	+2.6%	+3.1%	
自家	売上高	645	218	863	100	45	56	201	451	655	2,170	
	増減額	+381	+203	+584	+98	+61	+65	+224	-187	+310	+931	
合計	売上高	16,133	5,597	21,730	2,579	439	604	3,622	11,195	18,328	54,875	
	増減額	+381	+203	+584	+98	+61	+65	+224	-187	+310	+931	
	増減比	+2.4%	+3.8%	+2.8%	+4.0%	+16.1%	+12.1%	+6.6%	-1.6%	+1.7%	+1.7%	

(単位・億円)

(2) 事業場数

調査時点における事業場数は 92,001 事業場で、前年度と比較すると 60 事業場減(0.1%減)と 2 年連続の減少となりました。

指定工場数は 29,983 事業場で、前年度と比較すると 128 事業場増(0.4%増)となりました。



(3) 整備関係従業員数

整備関係従業員数は534,279人で、前年度と比較すると3,601人減(0.7%減)となっています。

(4) 整備要員数及び整備士数

整備要員数は399,717人で、前年度と比較すると996人減(0.2%減)となっています。

整備士数は336,360人で、前年度と比較すると1,705人増(0.5%増)となり、整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は84.1%で0.6ポイント増加しています。

なお、整備士数は平成24年度以降、減少傾向が続いておりましたが、本年度調査結果は6年ぶりに増加しました。

※参考：内数として、女性整備要員数は17,882人(523人減)、女性整備士数は10,908人(27人減)、総整備要員数に占める女性整備要員数の割合は4.5%、整備士数に占める女性整備士数の割合は3.2%

(5) 整備要員1人当り年間整備売上高

整備要員1人当り売上高(自家除く)は13,850千円で、前年度と比較すると2.3%増となっています。なお、業態別では以下の通りです。

専・兼業	10,021千円(1.2%増)
ディーラー	22,639千円(3.5%増)

(6) 整備要員平均年齢

整備要員平均年齢(自家除く)は45.0歳で、前年度と比較すると0.7歳上昇しました。

(7) 整備要員1人当り年間平均給与

整備要員1人当り年間平均給与(自家除く)は3,875千円となり、前年度と比較すると1.1%増となっています。

自動車整備業の概要

項目	調査年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	29/28
1. 総整備売上高 ※ (億円)		52,982	54,217	55,169	55,133	53,944	54,875	101.7 %
	専・兼業 (比率、%)	25,709 (48.5)	26,748 (49.3)	27,523 (49.9)	27,402 (49.7)	26,285 (48.7)	26,558 (48.4)	101.0 %
	専業 (比率、%)	19,515 (36.8)	20,322 (37.5)	20,968 (38.0)	20,224 (36.7)	19,751 (36.6)	19,947 (36.3)	101.0 %
	兼業 (比率、%)	6,194 (11.7)	6,426 (11.9)	6,555 (11.9)	7,178 (13.0)	6,534 (12.1)	6,611 (12.0)	101.2 %
	ディーラー (比率、%)	25,089 (47.4)	25,105 (46.3)	25,195 (45.7)	25,364 (46.0)	25,355 (47.0)	26,147 (47.6)	103.1 %
	自家 (比率、%)	2,184 (4.1)	2,364 (4.4)	2,451 (4.4)	2,367 (4.3)	2,304 (4.3)	2,170 (4.0)	94.2 %
2. 企業数		73,572	73,173	73,695	73,630	73,371	73,083	99.6 %
3. 事業場(工場)数		91,867	91,933	92,135	92,160	92,061	92,001	99.9 %
	専・兼業	72,200	72,242	72,224	72,234	72,211	72,200	100.0 %
	専業	57,176	56,948	57,043	57,024	56,735	56,868	100.2 %
	兼業	15,024	15,294	15,181	15,210	15,476	15,332	99.1 %
	ディーラー	15,961	16,033	16,179	16,221	16,213	16,180	99.8 %
	自家	3,706	3,658	3,732	3,705	3,637	3,621	99.6 %
4. 指定工場数		29,360	29,493	29,642	29,737	29,855	29,983	100.4 %
5. 整備関係従業員数 (人)		553,893	549,902	545,132	546,942	537,880	534,279	99.3 %
6. 整備要員(工員)数 (人)		401,099	400,336	401,085	401,001	400,713	399,717	99.8 %
	うち整備士数 (人)	346,051	343,210	342,486	339,999	334,655	336,360	100.5 %
	整備士保有率 (%)	86.3	85.7	85.4	84.8	83.5	84.1	—
7. 1事業場当り整備要員数 (人)		4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.3	- 0.1 人
8. 保有車両数 (3月末、千台)		79,113	79,625	80,273	80,670	80,901	81,260	100.4 %
9. 技術料(工賃)の値上率 (%)		+ 0.8	± 0.0	- 0.7	+ 1.3	+ 0.8	+ 0.7	—
10. 整備要員 1人当り 年間整備 売上高 ※ (千円)	専・兼業	9,617	10,030	10,331	10,293	9,900	10,021	101.2 %
	専業	9,433	9,865	10,174	9,819	9,654	9,751	101.0 %
	兼業	10,245	10,593	10,868	11,911	10,731	10,929	101.8 %
	ディーラー	22,002	21,994	21,905	21,998	21,867	22,639	103.5 %
	平均	13,320	13,617	13,822	13,830	13,539	13,850	102.3 %
11. 整備要員 平均年令 (歳)	専・兼業	47.3	47.7	48.0	48.5	48.4	49.3	+ 0.9 歳
	専業	48.4	48.6	48.8	49.4	49.4	50.3	+ 0.9 歳
	兼業	43.6	44.7	45.1	45.5	45.1	46.1	+ 1.0 歳
	ディーラー	33.8	33.8	34.1	34.4	34.8	35.0	+ 0.2 歳
	平均	43.3	43.5	43.8	44.3	44.3	45.0	+ 0.7 歳
12. 整備要員 1人当り 年間平均 給与 (千円)	専・兼業	3,518	3,519	3,540	3,521	3,542	3,573	100.9 %
	専業	3,488	3,478	3,504	3,476	3,501	3,523	100.6 %
	兼業	3,621	3,656	3,661	3,676	3,679	3,742	101.7 %
	ディーラー	4,217	4,280	4,342	4,417	4,495	4,569	101.6 %
	平均	3,727	3,747	3,782	3,792	3,831	3,875	101.1 %

(注) 各項目の数値は、各年6月現在のものである。ただし、※印の数値は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。
なお、平成28年度は全事業場を対象に調査を実施し、その年度以外は20%の抽出調査である。

輸入車をお取り扱いの皆さんにお知らせ

自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にかかる取扱要領

2017年12月13日

日本自動車輸入組合

別紙1に記載する事業者が輸入する自動車であって2018年1月1日以降に初度登録されたものに関し、届出された打刻様式及び打刻字体に基づき打刻がなされているものの、車台番号または原動機の打刻の「書き出し」や「とめ」に「はね」がある又は打刻の整列状態、文字間隔、打刻の深さの不均衡（以下、「打刻のはね等」とする。）により、当該打刻の真正性について当該事業者への確認が必要と判断される場合、直接当該事業者に照会することができます。

当組合は、国土交通省と協議のうえ、打刻のはね等について照会を行う場合の手続きを下記のとおり定めました。つきましては、下記を踏まえ、別紙2の様式を用いて照会を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、照会をお受けするのは、別紙1に記載する事業者が輸入する自動車及び当該自動車に搭載された原動機に限ります。別紙1に記載した車名の自動車であっても、他の事業者等が輸入する自動車については回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

また、別紙1に記載した連絡先は、打刻のはね等に関する照会のみにご利用いただけます。目的外の利用はご遠慮ください。

記

1. 照会者は、別紙1の事業者が取り扱う自動車及び当該自動車に搭載された原動機の打刻のはね等にかかる照会が必要と判断した場合、その旨別紙1の当該事業社の連絡先に連絡する。
2. 1.の連絡は、事前の電話連絡の後、別紙2「打刻のはね等にかかる照会」に必要事項をすべて記入したうえで、当該打刻の写真（打刻のはね等の状態が鮮明なもの）を添えて電子的な手段で行うこととする。
3. 照会を受けた事業者は、当該照会にかかる事項について可及的速やかに調査し、別紙2の回答欄に必要事項を記入した上で照会者に対しメールで回答する。

以上

別紙1（打刻のはね等の照会を受ける事業者の一覧表）

事業者名	取り扱いブランド（車名）	連絡先
Aston Martin Japan 合同会社	アストンマーティン	アフターセールス TEL：03-5797-7281 電話を受けた者が担当者をご案内します。
アウディジャパン株式会社	アウディ、ランボルギーニ	アウディ完成検査部門 TEL：0532-44-2205 E-mail：aj-compinspect@audi.co.jp 事前の電話連絡は不要です。
ビー・エム・ダブリュ株式会社	BMW、BMW MINI	代表 TEL：03-6259-8000 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。
FCA ジャパン株式会社	アルファロメオ、クライスラー、フィアット、ジープ、アバルト	テクニカルコンプライアンス TEL：03-6858-5433、03-6858-5442 E-mail：goro.matsushima@fcagroup.com Makoto.iwaoka@fcagroup.com
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	キャデラック、シボレー	車両点検業務センター E-mail：admin1.vpc@gm.com 事前の電話連絡は不要です。
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	ジャガー、ランドローバー	お客様相談室 TEL：0120-922-772（ジャガー） TEL：0120-922-992（ランドローバー） E-mail：jlrjrcrc@jaguarlandrover.com（共通）
メルセデス・ベンツ日本株式会社	メルセデス・ベンツ、スマート	日立新車整備センター完成検査グループ TEL：0294-91-8876 E-mail：Koji.Kato@daimler.com Nobuto.Takita@daimler.com
ニコル・レーシング・ジャパン合同会社	BMW アルピナ	サービス本部エンジニアリング部 TEL：044-541-3011 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。
プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社	プジョー、シトロエン、DS	コールセンター TEL：0120-840-240（プジョー） TEL：0120-55-4106（シトロエン、DS） E-mail：pcjvin@mpsa.com
ポルシェジャパン株式会社	ポルシェ	お客様相談室（ポルシェカスタマーケアセンター） TEL：0120-846-911 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。

ルノー・ジャパン株式会社	ルノー	サービス部認証グループ、PDI Tel : 045-523-5475 (サービス部) 0468-67-2339 (PDI) E-mail : dakoku@renault.jp
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	フォルクスワーゲン、ベントレー	完成検査部門 (担当: 岡見) TEL : 0532-44-2205 E-mail : vgj-tsc-compinspect@vgj.co.jp 事前の電話連絡は不要です。
ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ	カスタマーサービス部車両認証グループ TEL : 03-5404-8690、03-5404-8681 E-mail : homolo@volvocars.com

注1) 以下の6社は、車台番号の打刻のはね等だけではなく、原動機型式の打刻のはね等に関する照会も受け付けます。

- アウディジャパン株式会社
- ビー・エム・ダブリュー株式会社
- FCA ジャパン株式会社
- ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社
- メルセデス・ベンツ日本株式会社
- フォルクスワーゲングループジャパン株式会社

注2) 本取扱要領に関する一般的なご質問は、日本自動車輸入組合技術部宛 (03-5765-6828) をお願いします。

打刻のはね等にかかる照会

〔照会欄(照会者が記入)〕

下記の車両にかかる打刻について、貴社が輸入した車両及び/または原動機になされた打刻と相違ないか確認いたしたく、ご回答をお願いします。

照会者：	照会日： 年 月 日
E-mail：	TEL：
車名	
型式 (有型式車の場合)	
車台番号	
初度登録年	
登録番号	
原動機型式	
原動機シリアルナンバー	
照会時の走行距離	
照会の背景	

※打刻の写真 (打刻のはね等の状態が鮮明なもの) を添付します。

〔回答欄(回答者が記入)〕

回答者：	回答日： 年 月 日
E-mail：	TEL：

会員各位

一般社団法人愛媛県自動車整備振興会

会長 日野利一

二種養成施設における自動車整備士講習会の 受講料改定のお知らせ

前略 日頃は振興会事業にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、自動車業界における人材不足が取り沙汰されておりますが、振興会で実施している自動車整備士講習会においても受講者が激減し開講も出来ない場合があり、短期間で資格取得を目指す方にとってはお待たせするなど大変不利な状況が続いております。当会と致しましても委員会等に対応策を検討してまいりました結果、少人数でも定期的な開催できるよう受講料を改定することとなり、理事会で了承されました。

つきましては、平成30年度前期講習会（平成30年4月1日）より受講料を下記の通り改定させていただきます。

何卒、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

草々

受講料改定（平成30年4月1日より）

会員料金【税込】

種 類	新	旧
1級小型	87,000円	65,000円
1級小型+2級ガソリン補足、 2級ジーゼル補足	132,000円	95,000円
2級ガソリン、2級ジーゼル、2級二輪	63,000円	43,000円
2級シャシ	45,000円	30,000円
基礎+3級シャシ、3級ガソリン、 3級ジーゼル、3級二輪	60,000円	41,000円

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今回は、10件を掲載いたします。

Case 1 点検記録簿がなく、点検ステッカーも貼っていない

平成29年7月14日 滋賀県 男性

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

中古車販売店で中古車を購入。車検付きで購入したが、定期点検整備記録簿が車に載っていない。また、点検ステッカーも貼っていない。どうすれば良いか。

【対応】

まず、「中古車販売店に定期点検整備記録簿を請求して下さい。定期点検整備記録簿が無いのであれば、点検整備をしているかどうか確かめて下さい」と伝えた。指導等をして欲しい場合は、未認証工場（黄色い看板の認証工場ではない）なので、こちらからは指導が出来ないため、市の消費生活センターを紹介した。

Case 2 リビルト部品が壊れた時の対応について聞きたい

平成29年7月20日 兵庫県 事業者

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

エアコンのコンプレッサーをリビルト品に交換したが、交換した部品が壊れた。リビルト品供給会社は新しい品を送るとは言うが、交換には工賃が必要だ。しかし、この交換工賃は払えないと言う。おかしくないか？こういったことが発生するといつも当社は自社で負担しているが、他の事業者はどういった対応をしているのか、また他にこのようなトラブルがないかも聞

きたい。

【対応】

基本的にリビルト供給会社との契約に関するところではないか？と言うと、契約はしていないし供給は普段の付き合いがある部品商。また、そういった部品商と契約書を交わしている整備事業者があるのか？と、何故か当会に詰め寄ってきた。当会では答えようがない。契約とは本来そういうもの。今までの付き合いで整備工場が泣いてきたことが多いのは理解できる。しかし、今回のことを含めそのリビルト会社から供給されるものは50%の確率でトラブルがある（と事業者は言う）のなら、もっと早く対策を講じるべきで、それは部品商とリビルト品供給会社を交えて契約を交わすべきもの。もしくは、ユーザーに、「当該リビルト品は安価だが不都合があることもあり、壊れたら部品は無償だが別途工賃はかかる（割引でも構わない）」と伝えておけば御社が負担することもないのではないかとにかく、当会としてはリビルト品が壊れるからどうにかして欲しいと言われても、どうにも出来ない。「自己防衛手段は各事業所で行って欲しい」と言う、「法的にはどうなのか？」とさらに突っ込んできたので、法的解釈を求めるなら弁護士に相談して欲しいと伝えた。整備相談でもないので、ここで相談を終えた。

Case 3 車検納車後、ブレーキの不具合が発生した

平成29年8月8日 秋田県 男性

車名：乗用車 登録年月：平成15年

走行距離：約90,000km

【相談】

平成29年8月初旬、A整備工場（会員）に車検整備を依頼した。納車後2～3日して高速（80～90km/h）で強めにブレーキを踏んだらハンドルがガタガタと振れ、左右に引っ張られ危うく事故を起こしそうになった。ブレーキが壊れたかと思い、前後輪のブレーキディスクをホイールの隙間から覗いたところ、ディスク面が凹凸状になっていた。工場側に苦情を申し立てたところ、ディスクローターに錆び付きがあったので、サンドペーパーで研磨を行った、との説明があった。また、今回の不具合に対し、ブレーキローターの交換及びパット交換の費用（約10万円）がかかるとの説明を受けた。「すぐ不具合に至る状態で、本当に車検を取ったのか不審に思う。また、今回の修理費用は私が負担しなければならないのか。勝手にブレーキを削って壊したので、工場側で負担して欲しい」との相談があった。

【対応】

相談者から申し出内容を確認し、当相談所はあくまで話し合いにより円満解決を図る機関であり、金銭面については関与できる範囲外である旨を説明した。その上で、当該工場を教えて貰ったところ会員工場であったため、相談者了解のもとA整備工場に内容の確認をした。A整備工場によると、最初に入庫したときの状況として、前後のディスクローターに段付き摩耗が確認されたが、研磨するほどの摩耗ではなかったので、ペーパー研磨による措置で対応、走行テスト等で不具合はなかったため納車をした。その後相談者からの苦情を受け、工場側の対応としてディスクローターは研磨、パットは交換をする方向で整備内容説明し、費用割合についてもどうするか相談しているところである。また、相談者は車についての知識もあり、細かいところにもこだわる方であるため、経緯を説明したつもりではあったが、細部がうまく伝わっていなかったのではないかと思われる、との話であった。A整備工場には、説明不足としての整備相談であったと思われるので、再度相談者に対し詳細を説明していただくよう伝えた。また、その旨を相談者に電話にて説明したところ、工場側からの対応を待ってみますとの回答があった。また、もし納得がいけないようであれば電話していただくようお願いし、電話を切った。その後、

A整備工場より電話があり、無事解決した旨の報告があった。

Case 4 口頭のみで見積りで勝手に修理されたが、支払いはどうしたら良いか

平成29年8月14日 千葉県 女性

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

相談者は、足元からエンジンルームにかけて音が出るので修理して欲しいと工場へ依頼した。修理にあたり見積書が欲しい旨を伝えたが貰えず、口頭で2～3万円かかるとのことであったのでそのまま修理依頼した。修理完了後も音は直らずライトもおかしくなっていた。ライトは触っていないとのことであったが、調整して前の（正常な）状態にして戻してくれた。その後、8万円の請求書が届いたので、聞いていた話と違っている、おかしいとの苦情。また、同時期に相談者の同僚が輸入車を修理依頼したが、そちらも見積書も貰えず、勝手に部品発注され、修理が完了して納得できないという事もあったとのこと。なぜ、そんなに色々納得できないことがあった事業場に修理依頼するのか尋ねたところ、社長本人が外車は得意である旨の話をしていたので、信じてお願いしたとのこと。いずれの車も修理内容も納得できないまま納車されて手元にはあるが、自分の車に8万円の請求書が届いており、同僚にも請求書が届いているが、納得できないため支払いをしていない状況にある。どうしたら良いかとの相談。

【対応】

事業場にも電話で確認したところ、相談者の話と内容が真逆であることから両方で直接話し合っていたいただきたい旨をお願いした。事業者は納車時に説明もし、請求書を出した。入金がないので修理内容に納得されていないのかと思い何度か連絡しているが、連絡が取れない状態であるとのことであった。相談者にはいずれにしても今一度話し合いの場を持てるように連絡を取り合っていたいただきたい旨をお願いした。相談者は何

度も納得のいかない同じ話になってしまうので連絡は取りたくないとのことで、運輸支局に連絡するような話であった。

Case 5 修理代が高すぎないか

平成29年8月15日 京都府 男性

車名：二輪車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

相談者所有のバイクを友人に売却。その友人がエンジンかからず近隣のバイク屋へ持ち込んだところ、キーシリンダーの不良と言われ、工賃込みで2万8千円と提示された。「ついでに悪いところ見といて」と指示しバイクを預けた。完了したところキーシリンダー以外に、タイヤ前後、プラグ、オイルが勝手に交換されており5万1千円の請求であった。二輪車の正規代理店に尋ねたところ、キーシリンダー2万2千円（工賃込み）、タイヤ1本5千円、工賃6千円（前2,500円+後3,500円）と言われた。これだけで3万8千円となり、1万3千円がプラグとオイル交換になる。高すぎないか？工賃は決まっているのではないか？勝手に交換するのは問題ではないか？どこか調停してくれないか？

【対応】

消費者センターに聞かれ電話をされてきた模様。工賃は決まっていない。レバーレートというものがあり、それを作業時間に掛けて算出するのが普通だが、レバーレートは店によって違う。逆に工賃を定めると公取に引っかかる。よってこちらから、工賃が高いのでは？との指導は出来ない。ましてや、当会の会員外なら話が出来ない。新車ならPLセンターがあるが、どこかの団体が調停してくれるという話は聞いたことがない。もちろん、ユーザーの承諾なしに部品を交換したことは糾弾出来るのではないか？その部分の工賃をタダにしてくれ！との主張も自由であるが、いずれにしても、相手との話し合いになる。話が付かなければ、弁護士の無料相談等の活用も考える必要があるであろう。

Case 6 工場の対応が冷たい

平成29年8月16日 和歌山県 男性

車名：乗用車 登録年月：平成10年8月

走行距離：156,372km

【相談】

平成29年3月にB指定工場にて指定整備を実施。本年8月に『案内ハガキ：ロングドライブチェック』が届き、また同月に旅行を計画していたこともあり、同工場へ入庫した。工場独自の『ロングドライブチェック』を受け、「旅行も大丈夫と思います」との声をメカニックより頂いたとのこと。しかし、旅行中に車のエンジンが壊れ、廃車することになった。後日工場に行き事情を話したが、冷たい対応であったため相談窓口への連絡となった（故障原因については、相談者の口からは出ない）。

- 状況を説明に行ったところ、責任逃れの対応で立腹した。
- 誠実に対応しない（今回の旅行で車がダメになるということは考えられないと言い切った）。
- 保証とか訴訟とかは考えていないが、もう少し丁寧に、申し訳なかった的な対応をして欲しかった。

【対応】

相談窓口よりB指定工場へ連絡をとり状況を説明したところ、直接の担当者ではないが概要を熟知する主任技術者が電話に出た。整備業賠償共済保険に未加入のため、同種の保険への加入有無を確認したところ、独自に加入している旨が判明したが、『ロングドライブチェック』は独自の10項目の目視チェック（ウォッシュ液、エンジンオイル、冷却水等）するもので、無料であり交換もしていないことから保険対象にはならない、との見解を得た。点検（チェック）はその後の機械的保証をするものではないが、直前に『ロングドライブチェック』を受けたにも拘わらず被害を受けた相談者に対し、もう少し親身になった対応が必要ではないのか、との質問を投げかけた。今となっては、エンジンが壊れた原因が不明のため何とも言えないが、3回連続で車検整備を実施し15万km以上走行しているが、タイミングベルトは交換したのか問うても、

実施していないとのこと。おまけに、チェック時ラジエターホースにヒビがあり、相談者に様子を見て乗ってとアドバイスを実施している事実も判明した。相談者への対応については、社員教育の実施を約束したため、相談者に電話して詳細を説明すると共に、過走行車両の日常点検の実施についても強く要請をした。同日、相談者に連絡を取り、同社が相談者への対応を含む社員教育に努める約束をした旨を説明。相談者も納得したため、受話器を置いた。

Case 7 重量税の金額が車検ごとに違う

平成29年8月21日 兵庫県 女性

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

車はディーラーで新車購入。車検もこの購入店で毎回受け、支払いはいつも言われたまま支払ってきた。しかし、この度の車検で少々高く感じたので以前の請求書を出してきて比較してみたところ、法定費用に差があり、高い時は1万円近く違うことが分かった。当該店舗マネージャーに聞くと、「金を返したらいいんだろう」というような言い方をしたが、金銭のことだけを言っているのではないので、その対応に憤慨している。二度とこの店には行かないが、会社として、業界として問題があると考え、と対象の販売店、拠点名、責任者、自分の名前、電話番号を言った。また、「拠点には電話しなくていい。言ってもどうせ拠点止まりで揉み消すと思う。貴会がこの問題の大きさを感じたら本部に電話をして今後の対応を考えさせて欲しい」と言って、電話を切った。

【対応】

対応のしようもないが、拠点には電話するなということだし、本部に連絡を、とのことなので、苦情内容を本部に伝えるだけは伝えることにした。新車時の重量税と車検時の重量税を比較しているのか、減税分の差額なのか、減免対象の車なのだろうがディーラーの説明不足に間違いはないと思われるので、本部に伝えることはあながち間違えているとも思えない。連絡時に

は回答不要ということにし、ここで相談を終えたが、相談者の勝手な誤解で「二度と行かない」と言われていたとしたら、今後、販売店側の接客スキルの向上は大きな課題となる。

Case 8 プラグ交換のミスが原因でエンジンが不調になった

平成29年8月22日 栃木県 男性

車名：軽自動車 登録年月：平成12年

走行距離：92,000km

【相談】

- 平成29年7月、カー用品店（指定工場）にて相談者はプラグ交換を依頼。数日後エンジンが不調になり異音も発生したため、同店舗に確認を依頼したが原因が特定できなかった。
- 不調の原因について、ディーラーに持ち込み点検依頼。原因は、プラグコードの接続不良とプラグ上端の端子部分が脱落していることが判明。ディーラーでは10万円程度の修理見積りが発行された。
- その後カー用品店にクレームを入れると、当社の作業ミスも考えられるので、不具合部品と関連性のある部品交換を部品代みの料金でやらせて貰えないかと提案された。整備ミスが原因で不具合が発生したことから、納得がいかないとの相談。

【対応】

カー用品店の整備責任者に連絡を取り事実関係の確認と相談者からの要望を伝えたところ、誠意をもって対応していたつもりだったが説明不足で誤解を招いていることから、相談者に連絡を取り十分な説明をした上で今後の整備内容を再度相談するとの回答。相談者から後日連絡が入り、プラグ、イグニッションコイル・プラグコード等の交換によりエンジンが正常になり快適に走行できるようになった。また、料金も納得できる内容であったとの報告があった。

Case 9 1年経ってもエンジンの不具合が直らない

平成29年9月1日 大阪府 男性

車名：SUV 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

1年前に点検に出した時にエンジンオイルも交換して貰った。乗って帰る途中でボンネットから煙が出てきたので車に詳しい友達に見て貰ったら、オイルを入れる時に大量にこぼしたみたいでエンジンルームがビチャビチャになっていた。ディーラーに持ち込んだら、エンジンルームを高圧洗浄機で洗ってくれた。その後から度々エンジンが掛からなくなった。クランキングはするが、掛からない。度々ディーラーに預けたが、1年経つのに直らない。とうとう、この8月27日に滋賀県の出先でエンジンが掛からなくなり、ディーラーが積載車で取りに来た。現在入庫中であるが、また直らないまま乗らないといけないと思うと不安である。だから、オイルをこぼして煙が出た時に車の交換を希望したのに、そのまま乗らせるからこんなことになった。1年がかりで現象も出ているのに、なぜ直らないのか。メーカーにも苦情の電話を入れたが、「うちは車を作っただけです。ディーラーと話をして下さい」と無責任な返事をされた。店長とも話をしたが、黙ったままでお詫びの言葉も無く「引き続き修理をさせて下さい」と言うだけで1年経過している。気が収まらないので、振興会に電話した。この先どうしたらいいのか、との相談。

【対応】

相談者の話だけ聞いても、1年間も現象が出ているのに直せないのはおかしい。ディーラーの話を聞きたいので、と連絡取ることの了承を貰った。ディーラーに電話。サービス責任者を店長が兼ねているらしいが、本日と9月4日は会議の為不在で火曜日が定休日なので6日にしか話が出来ず、相談者にも了解を貰って「来週電話で話をします」と言って、電話を切った。9月4日、ディーラーの店長から入電。相談者からの話を伝え、事実の確認をした。店長からの聴取事項は以下の通り。

- 平成28年10月に法定点検とエンジンオイルとエレメント交換の作業をした。エンジニアがオイルを入れる時にこぼしてしまい、念入りに高圧洗浄機で清掃し出庫。その夜になって相談者から苦情の電話が入った。近くにF店があったので、そこで入庫点検して貰ったら、当店舗での清掃が不十分であった為に再度清掃して貰った。が、そこでも細かな清掃が出来ていなかったため、元々の紹介である他系列のディーラーに持ち込まれ、そこでの仕上がりに納得され、当店の信用を無くしてしまった。
- その後今回の故障になるまでに、お詫びと調子伺いをスタッフと店長でしていた。
- 平成29年8月11日にエンジンが掛からなくなって他系列のディーラーに入庫したと連絡があった。その店舗に連絡を取ると、「ダイアグ異常コードも出ており、配線に問題があったので修理します」とのことであった。
- 8月27日に滋賀県にてエンジンが掛からなくなり、当店から積載車で引き上げに行った。「あなた方は信用無い証拠を隠す恐れがあるので、第三者に見て貰いたい」とのこと、当店から電装部品販売店に相談者の了解のもと依頼し点検して貰った（防犯装置が取り付けられてあり、その店舗は代理店もしていた）。9月1日、フューエルポンプの不良であることがわかった。
- 相談者からは、「8月11日の故障の時からオイルをこぼしたことで煙が出てそのことが今回の原因であり、車両入れ替えを要望したのにそのまま乗らしてるからこんな目にあった」と苦情を言われている。9月5日、振興会に相談者の父親から入電。ディーラー店長からの事実確認と相談者との相違点をご説明した。父親は、「昨日の夜にディーラー店長から修理の現状報告と原因が判明したこと、完成予定日の説明と謝罪の言葉で、息子も納得して受け取って乗ることを決めました。私も勘違いして、故障は1年前からあったものと思っていました。ご迷惑をおかけしました」とのこと。ここで、相談は終了。

Case 10 何回修理に出してもブレーキの利きが直らない

平成29年9月6日 兵庫県 男性

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

ブレーキの利きが悪い為、中古で購入した車ではあるが購入した店には整備工場が併設していないので、近くのディーラーで整備を依頼した。もちろん中古でもあるし、クレームやリコールだというつもりもないので、普通に有償の修理をお願いしている。しかし、これまで複数回修理をお願いして、費用もお支払いしているがやはり直らない。今回も前回の修理では改善されなかったため修理の為に車を預けているが、2週間経っても連絡すらくれない。だんだん不安になってきた。直らない不具合などあるのだろうか、そして対応に問題はないのだろうか？ という問い合わせ。

【対応】

まずは振興会の立ち位置や成り立ちを説明し、できることできないことを理解していただき、詳細を聞くことから始めた。ディーラーということで、検索してみると会員工場であった為、相談者の希望であればディーラーの店舗へお話を聞くことも可能ということをお伝えした。そのやり取りの中でお聞きした内容は、具体的な症状として、朝一に車に乗り通常程度の暖機をした後に走り出すとブレーキが尋常でないくらい利かないといったもの。ブレーキの症状が冷間時だけに限られ、誰が乗っても再現される。ディーラーの工場長や担当整備士も症状を確認し、要修理であることを双方が認識している。費用を支払ったのは最初だけで、そのあとは不具合が改善しないので再修理が数回続いているという状況であった。

整備内容は、交換したものがフロントブレーキパッド、フロントブレーキキャリパー、リヤブレーキシュー、リヤブレーキドラム、リヤブレーキ関連部品、ブレーキホース、マスターシリンダー、マスターバック、Pバルブ関係、インテークマニホールド、エンジン～ブレーキ間の各ホース、スパークプラグなどで、

それ以外にもマスターバックの作動不良を考えエンジン始動後の負圧不足に関係するエンジン各所の点検・整備・調整といった現状思いつく限りのことは行われていた。ディーラーの担当者へ連絡し話を聞くと、双方の話に食い違いはなく、どちらもちゃんとした大人の対応をされている印象を受けた。これまでの整備作業は、自店舗のサービススタッフだけでなく、他店舗やサービス本部、更にはメーカーにまで情報提供を得て作業されているが、不具合は直っていない。今回も車を預かってはいるが、現状としては手を入れる箇所がなく困り果て、メーカー国内サービス部のエリア担当者に依頼し見に来て貰えるように手配しているが、日程の都合の為そこに至っていない。その為、相談者への連絡がしにくくなってしまったようだ。こちらからのアドバイスとしては、相談者は連絡がないことと説明が少し不足していることを不安に思っていると伝え、現状を可能な限りで連絡してはどうかと提案した。担当者は快諾し連絡していただけることになった。相談者に、ディーラー担当者から聞いた話を伝えると内容に納得したようで、「担当者から連絡を貰えるなら、これからも信頼してみる。この度、インターネット検索で整備相談所を見つけ電話したが、色々なことを教えて貰え、ディーラー担当者との橋渡しとなって助かった」と言って、電話を切った。

『お知らせメール』をご存じですか？

振興会事務局では、『お知らせメール』にご登録いただいた会員の皆さんに、随時情報発信を行っています。ご登録いただきますと、**研修などの日程**やイベントのご案内等、ホームページに情報を公開した際に、メールでお知らせします。**情報誌より早く**情報を得ることができますので、是非ご登録ください。

以下に、登録の方法をご説明します。

↓ TOP ページ ↓

The screenshot shows the EASPA website homepage. At the top, there is a navigation bar with the EASPA logo and various menu items. The main banner is for a 'Point Check & Maintenance' campaign, featuring a cartoon character and text about a 10,000 yen service voucher. Below the banner are several sections: 'Maintenance of the car', 'Car trouble', 'Your car's maintenance', 'About us', 'Topics & news', and 'Contact us'. A callout box on the right points to a 'Notice Email Registration' button in the bottom right corner of the page.

① 『てんけんJr.』のバナーをクリックしてください。



↓ 『お知らせメール登録』のページ↓



② 『お知らせメールに登録する』のボタンをクリックしてください。

↓ 登録フォーム ↓



③ 『メールアドレス』
『お名前』
『認証番号（4桁で）』
『事業場名』
『支部名』 をご記入の上、
『登録』をクリックしてください。

ここまでの操作は、**仮登録**となります。

仮登録されたメールアドレスにメールが自動返信されますので、受信したメールに記載されているURLをクリックしていただきましたら、**本登録**が完了します。次回からお知らせメールを配信します。

なお受信拒否設定等されている場合は、『@easpa.jp』を受信許可にしてください。

スキャンツール活用事業場認定制度がスタートしました

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定〔コンピューター・システム診断認定店〕の申請が始まります。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)
2,857円 (税抜)



看板 (W600mm×H498mm)
4,333円 (税抜)

認定要件 ①スキャンツール応用研修修了者

又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。

②スキャンツールを保有していること。

(J-OBD II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)

③FAINES 通常会員に加入していること。

④振興会会員であること。

⑤上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

申請に必要なもの

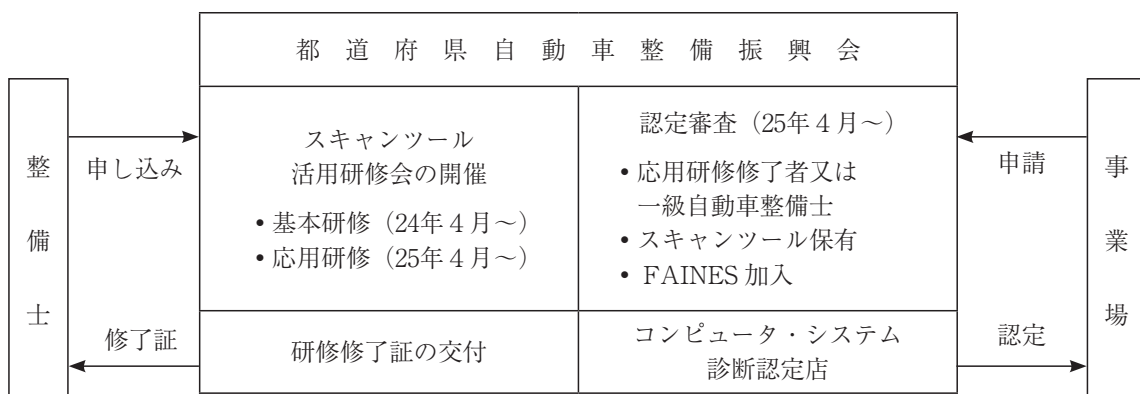
・申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。

・スキャンツールの写真

・応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）

*認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート



スキャンツール活用事業場認定申請書

【コンピューター・システム診断認定店】

平成 年 月 日

住所

電話番号

認証番号

事業場名

⑩ FAINES 会員番号

1. 応用研修修了者又は一級整備士【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

2. 保有スキャンツール【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

3. 認定ツール【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	(2枚一組・竿なし (注)) セット

* ツール代金は後日、商品と引き換えさせていただきます。

* 振興会記入欄

振興会認定日 平成 年 月 日	備考
--------------------	----

愛媛県自動車整備振興会

技術相談窓口名簿訂正のお願い

昨年7月にお届け致しました技術相談窓口名簿に変更が生じたため、各項目の訂正をお願いいたします。

(P1) 平成29年9月20日現在

ディーラー名	愛媛トヨペット 株式会社 サービス本部		担当者名	城戸 浩 佐藤 威瑞
電話番号	089-972-0426	FAX番号	089-973-6801	
扱い車種	セルシオ、アバロン、ソアラ、マークII、コロナ、エクシブ、サイノス、ハリアー、 コルサ、カルディナ、トヨエース、ハイエース、イプサム、プログレ、プラッツ、 キャミ、ツーリングハイエース、グランドハイエース、アルファード、 イスト (マイナーチェンジ前)、プレミオ、プリウス (20系以降)、マークX、ポルテ、 ラクティス、ベルタ、サクシード、ラッシュ、ブレイド、ヴァンガード、86、 P H V、プリウス a、アクア、アベンシス (ZRT272:2011.6~)、ピクシスシリーズ (軽) S A I、オーパ、コンフォート、オーリス (2016.4~)、タンク、シエンタ (現行モデル)、 エスクァイア、 CH-R → C-HR (変更) 新型カムリ (H29.7~) (追加)			
定休日	月曜日			

(P3) 平成29年9月20日現在

ディーラー名	株式会社ホンダ四輪販売四国 松山久米店		担当者名	門屋 太
電話番号	089-958-6800	FAX番号	089-958-6801	
ディーラー名	株式会社ホンダ四輪販売四国 今治産業道路店		担当者名	河野 宏幸
電話番号	0898-48-2934	FAX番号	0898-48-2493	
扱い車種	全車種			
定休日	水曜日			

(P3) 平成29年9月20日現在

ディーラー名	株式会社西四国マツダ サービス統括		担当者名	左脇 貢
電話番号	088-883-9120	FAX番号	088-883-9126	
扱い車種	マツダ全車種			
定休日	火曜日			

技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成27年9月3日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

各ディーラー技術相談窓口の現状

・FAXなしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

・現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広がります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

・相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

・問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応だけではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

厳守事項

FAX前に担当者にFAXを送る事を電話で伝え、FAXを送る。

FAXが届かない場合は、相談に応じません。

* 相談後は、結果を報告しましょう！ 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけると良いでしょう！

必ず守ってください！

技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。**FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。**
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス：整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にF A Xしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、**F A I N E S**にご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、F A Xすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のF A Xをしてください。

様

整備技術相談依頼書

問い合わせ日	平成 年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70-
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき 発生するか	始動時 アイドリング時	冷間時	暖気途中 加速時	暖機後 一定速時	常時 減速時	時々 他	_____警告灯の状態 (時々・常時)点灯・点灯せず
症状：							

確認・点検実施内容

基本点検結果（	）
自己診断結果（	）
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

結果報告書

結果報告日	平成 年 月 日
結果報告内容	
.....	

（注）FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。

H27年9月作成

インターネットを利用して
自動車整備に必要な情報をゲット！！



FAINESでできること

- メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- 故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- 各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- リコール情報が入手できる。
- e t c . . . 。



入会金（初回のみ） 12,000円

基本料金（月額） 1,300円（3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です



Ⅲ. 整備技術 関係情報



FAS技術相談NEWS

当該技術相談は(一社)福岡県自動車整備振興会のご協力により情報提供を受けたものです。

「原因はヘッドランプの電子制御化」

平成28年式ダイハツ・タント（車両型式DBA-LA600S、エンジン型式KF-VE、走行距離6,300km）で、ヘッドランプの光軸が調整をしても走行後に上がってしまうという相談を受けた。

状況を詳しく聞くと、点検修理の際ヘッドランプの脱着作業を行っており、その後、症状が発生しているとのことだった。

サービス・マニュアルを確認すると、この車両にはヘッドランプ・オートレベリング・システムが搭載されており、このシステムは、ヘッドランプ・レベリング・コンピュータに内蔵されたGセンサにより車両姿勢を検知し、走行状態や姿勢変化に応じてヘッドランプ・レベリング・アクチュエータを駆動することで、光軸を上下に変化させ夜間走行時の視認性を確保するシステムとなっている。また、ヘッドランプ脱着後は、光軸調整前にコンピュータのリセットを行うように記載されていた。

工場へ確認すると、コンピュータのリセットは行っていなかったため、車両を持ち込んでもらいスキャンツール(外部診断機)を使用してリセットを行い、光軸調整を行うと走行しても光軸は上がらなくなり正常となった。

今回のトラブルは、ヘッドランプ脱着の際、コンピュータの記憶している学習値とアクチュエータの位置との間にズレが生じているまま光軸調整を行っていたため、コンピュータが車両姿勢を検知しアクチュエータを駆動した際に、発生していたズレの分だけ、光軸があがってしまったと考えられる。

最近ではヘッドランプ・オートレベリング・システムが搭載されている車両が増えてきており、ヘッドランプの交換・脱着作業後には、コンピュータのリセットなどが必要になることがあります。今回は、スキャンツールを使用してリセットを行いましたが、スキャンツールを使用しなくてもよい車両もあるので、事前に確認しておくことをお勧めします。

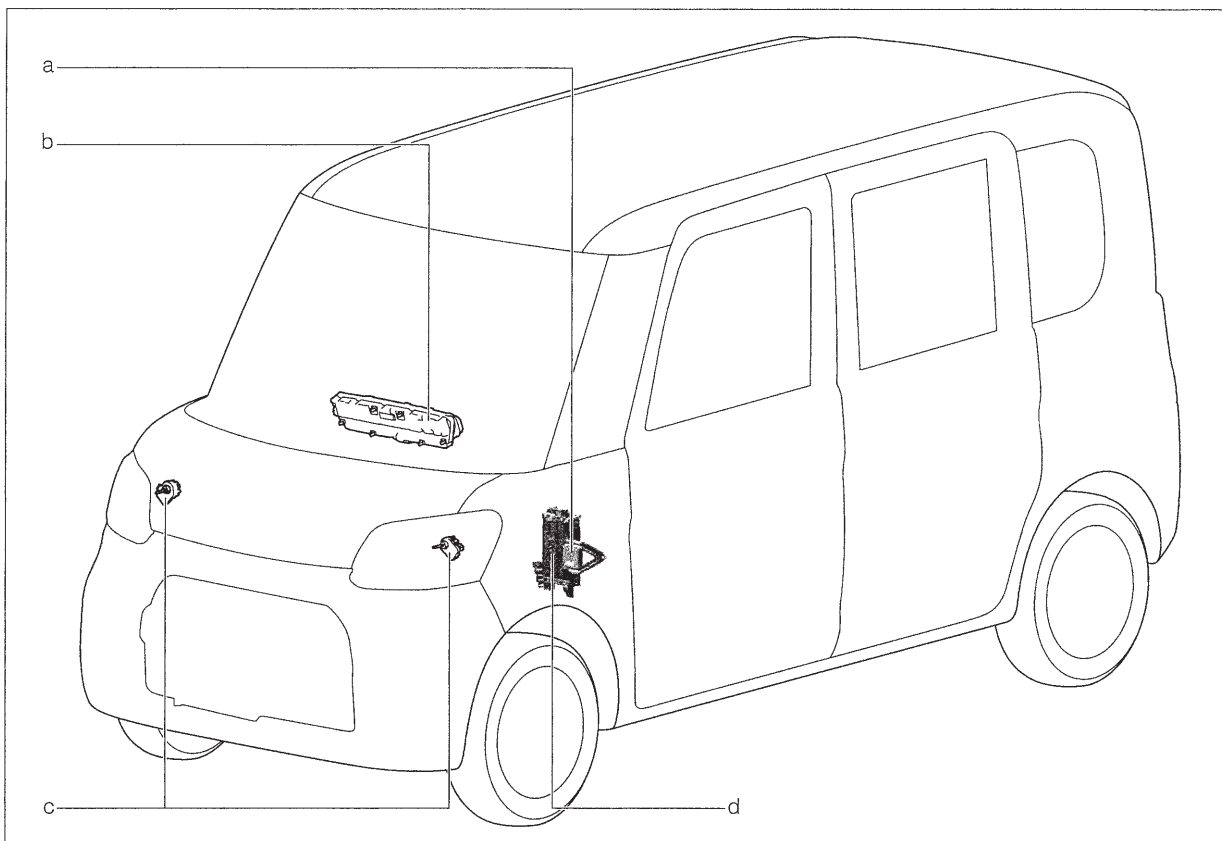


ヘッドランプ オート レベリング システム

1 概要

1. ヘッドランプ オート レベリング システムは、ヘッドランプ レベリング コンピュータにより車両姿勢を検知し、ヘッドランプ レベリングを一定に保ち、夜間走行時の視認性を確保しています。
2. ヘッドランプ レベリング コンピュータは、内蔵されたGセンサにより傾きを検出し、積載による車両ピッチ角変化に応じてヘッドランプ レベリング アクチュエータを駆動させ、ヘッドランプの光軸を制御しています。
3. ヘッドランプ レベリング コンピュータはCAN通信に対応しています。

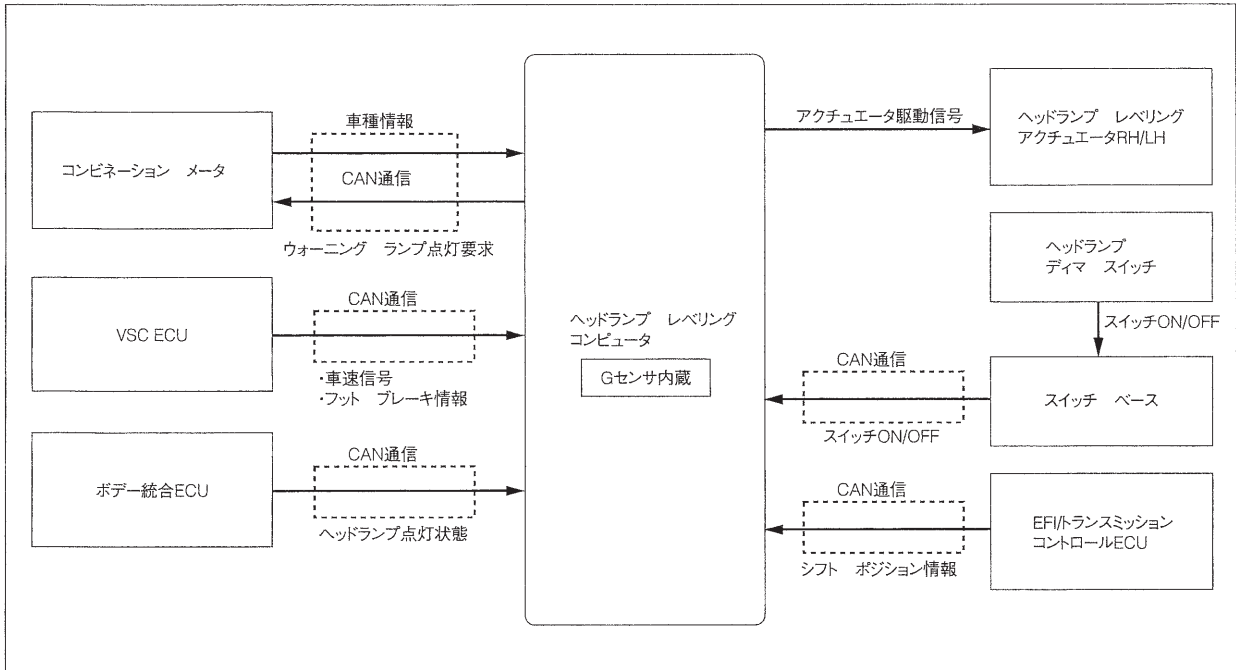
2 構成部品位置図



イラストは代表例

部品番号	部品名称	部品番号	部品名称
a	ヘッドランプ レベリング コンピュータ(ヘッドランプ レベリングECU)	c	ヘッドランプ レベリング モータ
b	コンビネーション メータ(メータECU)	d	ボデー 統合ECU

3 システム図



制御内容

1 概要

- ヘッドランプ オート レベリング システムを制御するヘッドランプ レベリング コンピュータは、内蔵されたGセンサにより傾きを検出し、積載による車両ピッチ角変化に応じてヘッドランプ レベリング アクチュエータを駆動し、ヘッドランプの光軸を制御します。ヘッドランプ レベリング コンピュータは、Gセンサにより検出した傾きを、積載による車両ピッチ角か、路面角かに分離し、車両ピッチ角に応じて制御します。

【参考】・ヘッドランプ レベリング コンピュータは、停車状態での傾きの変化を積載量の変化による車両ピッチ角の変化、走行状態での傾きの変化を路面角の変化と認識します。

2 停車中制御

- 停車中ヘッドランプ"ON"状態で、車両姿勢変化が検出された後、車両姿勢が安定した状態が一定時間継続された場合に、その時の車両ピッチ角変化の平均値に応じて、ヘッドランプ レベリング アクチュエータを駆動します。

3 走行中制御

- 以下のいずれかの条件が発生した場合に、車両ピッチ角か路面角かの分離ができず、一時的に光軸調整ができない場合があります。その場合は、走行補正(約 1~2km)により光軸を調整します。
 - 乗降車後、直ちに発車した場合
 - 停車間に乗降車した場合
 - IGスイッチ"OFF"中に勾配が異なる場所へ移動した場合など(レッカー移動など)
- 走行補正では加減速Gを用いることで、正しい路面角と車両ピッチ角を検出し、走行中に光軸を補正します。

4 フェイル セーフ制御

- ヘッドランプ レベリング コンピュータは、システムの異常を検出した場合にフェイル セーフを行うとともに、コンビネーション メータ内のヘッドランプ オート レベリング ウォーニング ランプを点灯させます。

【参考】・フェイル セーフについて詳細は修理書を参照ください。

メモリ関連作業

1 概要

1. 下表に従い、作業後には、ヘッドランプ レベリング コンピュータの初期化もしくはリセットを行う。

注意・ヘッドランプ レベリング コンピュータの初期化もしくはリセットとヘッドランプ光軸調整は必ず同じ場所で実施する。

参考・一時的な光軸のズレの場合は、リセットのみで修正可能(リセット後ヘッドランプの光軸調整は不要)

分類	作業内容	初期化*1	リセット*1	他の対応	備考
ヘッドランプ レベリング コンピュータ	交換	●			
	ECU脱着	●			
	取り付けボルト 締め直し	●			
	コネクタ脱着 (IG SW"ON"時)		○		・一時的な光軸ズレ発生の可能性あり ・光軸ズレの場合はリセットで修正可能*2
	コネクタ脱着 (IG SW"OFF"時)				対応不要
	ブラケット曲がり			ECU交換	交換後に初期化実施
ヘッドランプ	光軸調整		●		作業前にリセット
	光軸調整 (微調整)		●		お客様から光軸微調整の要望時も作業前にリセット
	ヘッドランプ交換		●		交換後、光軸調整前に実施
	ヘッドランプ脱着		●		脱着後、光軸調整前に実施
	コネクタ脱着				対応不要
サスペンション	スプリング交換				対応不要
	脱着				対応不要
タイヤ	交換・ローテーション				対応不要
	インチ違いへ交換 (R14,R15,R16)				対応不要 (タイヤ外径同じのため、影響なし)
バッテリー	端子外し (IG SW"ON"時)		○		・一時的な光軸ズレ発生の可能性あり ・光軸ズレの場合はリセットで修正可能*2
	端子外し (IG SW"OFF"時)				対応不要
ジャッキ アップ	ジャッキ上げ下ろし				対応不要
	ジャッキ降ろし時、タイヤ下に板等を挟み自走で板上から降りる		○		IG SW"OFF"中に路面勾配が異なる状況になった場合、一時的に光軸がズレる*2
移動関連	レッカー移動		○		・IG SW"OFF"中に路面勾配が異なる状況になった場合、一時的に光軸がズレる*2
	積車		○		・故障内容によらず、自走以外で入庫された場合はリセット必要
	手押し		○		

*1:●:必須作業、○:推奨作業

*2:リセット○の項目は、リセット未実施の場合も走行中補正機能により自動で補正可能

ヘッドランプ レベリング コンピュータのリセット

(1) リセットについて

1. ヘッドランプの交換・脱着を行ったときやヘッドランプの光軸調整前には、以下の手順でリセットを行う。
2. リセット後は、ヘッドランプの光軸調整を行う。

【参考】・一時的な光軸のズレの場合は、リセットのみで修正可能(ヘッドランプの光軸調整は不要)

(2) リセット前作業

[1] 車両状態確認

1. 車両を以下の状態にする。
 - (1) タイヤの空気圧を指定値に調整する。
 - (2) 冷却水、潤滑油を規定量にする。
 - (3) 空車状態にする。(スベア タイヤおよび車載工具は搭載)
 - (4) 無乗員にする。
 - (5) ヘッドランプは消灯する。
 - (6) 水平位置に停車中で車高の変化がない。(車両姿勢が安定している)
 - (7) パーキング ブレーキを解除する。

【注意】・車両が動き出すおそれがあり、パーキング ブレーキをかける必要がある場合は、一度フット ブレーキを離し車両姿勢を安定させた後にパーキング ブレーキをかけること。

(3) リセット手順

[1] DS-IIによるリセット

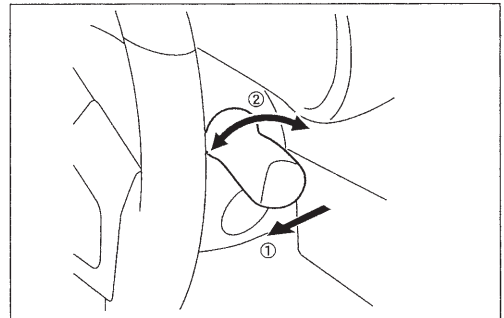
1. DS-IIを使用して、アクティブ テスト[リセット実施]を行う。

[2] ヘッドランプ デイマSW操作によるリセット

1. ヘッドランプ デイマSWを"TAIL"にする。
2. IG SWを"ON"にする。
3. ヘッドランプ デイマSWを"PASS"(手前に引いた)状態①で、ヘッドランプ デイマSW"TAIL"→"ON"操作を5回行う②。

【注意】・最初のヘッドランプ デイマSW"TAIL"→"ON"操作は、IG SW"ON"から5秒以内実施すること。

 - ・2回目以降のヘッドランプ デイマSW"TAIL"→"ON"操作は、前回のヘッドランプ デイマSW"TAIL"→"ON"操作から3秒以内実施すること。
 - ・ヘッドランプ デイマSW"TAIL"→"ON"操作回数が5回未満6回以上の場合は不成立になる。
4. ヘッドランプ デイマSWを"LO"(元の位置)状態に戻す。

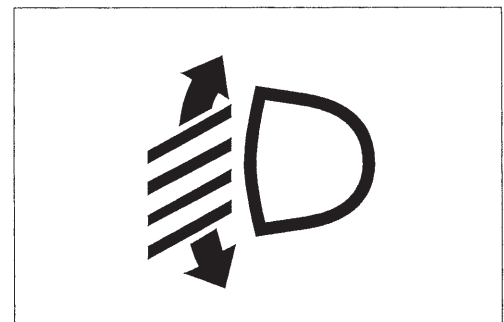


- 【注意】・5回目のヘッドランプ デイマSW"TAIL"→"ON"操作から10秒以内実施すること。

5. コンビネーション メータ内のヘッドランプ オート レベリング ウォーニング ランプの表示によりリセットの正常終了を確認する。

【基準】

ヘッドランプ オート レベリング ウォーニング ランプが5回点滅をIG OFFまで継続



街頭検査実施結果のお知らせ

愛媛運輸支局、警察、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び振興会支部会員の皆様方のご協力により街頭検査を実施し、整備不良車、違法改造車の排除と「自動車の保守管理責任の啓蒙と点検整備の重要性、必要性等」の指導を行いましたので、下記の通りご報告いたします。

・ ・ お疲れ様でした ・ ・

実施日時 平成30年1月11日（木） 13時30分～15時30分
実施場所 松山市末町222 国道317号 湯山駐在所付近
協力支部 中予支部（城南、城西ブロック）
出勤人数 国土交通省2名、警察3名、振興会会員5名、振興会事務局1名

合計出勤人数 11名

検査車両数 50台
不良車両数 8台 ……………不良車両数の割合16%

整備命令交付車両数 0台

検査証有効期間切れ車両数 0台

定期点検整備未実施件数 18件…………未実施車両数の割合36%

特種車両警告書件数 0件

整備不良車両関係（口頭警告件数） 8件 車両法第54条

整備不良車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条

不正改造車両関係（口頭警告件数） 0件 車両法第54条の2

不正改造車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条の2

装置別の保安基準不適合箇所数内容

・電気・灯火類 2件 ・走行装置 6件

※合計不良箇所件数 8件



平成29年度 検査台数報告

(平成29年12月分)

登録自動車

平成29年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
12月	380	576	14,120	1,785	14,500	2,361	144,562	23,680
対前年同月比	105.3%	94.4%	91.1%	91.7%	91.5%	92.3%	100.0%	98.4%
前年同月	361	610	15,494	1,947	15,855	2,557	144,605	24,068

軽自動車

平成29年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
12月	369	193	13,673	2,679	14,042	2,872	125,657	28,134
対前年同月比	117.5%	117.7%	107.1%	99.6%	107.4%	100.6%	105.5%	100.6%
前年同月	314	164	12,766	2,691	13,080	2,855	119,146	27,977

登録車・軽

平成29年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
12月	749	769	27,793	4,464	28,542	5,233	270,219	51,814
対前年同月比	111.0%	99.4%	98.3%	96.2%	98.6%	96.7%	102.5%	99.6%
前年同月	675	774	28,260	4,638	28,935	5,412	263,751	52,045

平成29年12月の

四国の自動車保有台数と販売状況（速報）

四国運輸局

		徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計			
検 査 自 動 車	前年同月末車両数	315,560	402,518	491,190	254,027	1,463,295			
	前月 末 車 両 数	315,757	403,326	492,008	254,743	1,465,834			
	登 録 自 動 車	新 規 登 録	新 車	前 月	1,355	1,814	2,135	1,197	6,501
				当 月	1,347	1,980	2,272	1,185	6,784
				前月比	99.4	109.2	106.4	99.0	104.4
		中 古	前 月	433	580	602	323	1,938	
			当 月	460	616	635	315	2,026	
			前月比	106.2	106.2	105.5	97.5	104.5	
		計	前 月	1,788	2,394	2,737	1,520	8,439	
			当 月	1,807	2,596	2,907	1,500	8,810	
			前月比	101.1	108.4	106.2	98.7	104.4	
	抹 消 登 録	1,671	2,156	2,577	1,212	7,616			
	管 轄 変 更 (入)	747	1,257	1,273	427	3,704			
	管 轄 変 更 (出)	804	1,413	1,446	722	4,385			
	小 型 二 輪 車 増 減	14	2	40	28	84			
	当 月 末 車 両 数	315,850	403,612	492,205	254,764	1,466,431			
	対 前 年 同 月 比	100.1	100.3	100.2	100.3	100.2			
対 前 月 比	100.0	100.1	100.0	100.0	100.0				
軽 自 動 車	前年同月末車両数	308,824	385,478	532,153	312,046	1,538,501			
	前月 末 車 両 数	309,618	387,251	534,454	312,920	1,544,243			
	検 査 対 象 軽 自 動 車	届 出	新 車	前 月	1,108	1,637	2,189	1,153	6,087
				当 月	1,078	1,630	1,852	1,204	5,764
				前月比	97.3	99.6	84.6	104.4	94.7
		中 古	前 月	342	442	562	415	1,761	
			当 月	360	430	562	401	1,753	
			前月比	105.3	97.3	100.0	96.6	99.5	
		計	前 月	1,450	2,079	2,751	1,568	7,848	
			当 月	1,438	2,060	2,414	1,605	7,517	
			前月比	99.2	99.1	87.7	102.4	95.8	
	検 査 証 返 納	1,349	1,778	2,398	1,357	6,882			
	転 入 ・ 転 出	40	-195	105	-153	-203			
	軽 二 輪 車 増 減	22	15	15	10	62			
	当 月 末 車 両 数	309,769	387,353	534,590	313,025	1,544,737			
	対 前 年 同 月 比	100.3	100.5	100.5	100.3	100.4			
	対 前 月 比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			
総 合 計	前年同月末車両数	624,384	787,996	1,023,343	566,073	3,001,796			
	前月 末 車 両 数	625,375	790,577	1,026,462	567,663	3,010,077			
	当 月 末 車 両 数	625,619	790,965	1,026,795	567,789	3,011,168			
	対 前 年 同 月 比	100.20	100.38	100.34	100.30	100.31			
	対 前 月 比	100.04	100.05	100.03	100.02	100.04			

小型二輪車増減欄は、当月の小型二輪車の増減車両数の差引値

検査対象軽自動車の転入・転出欄は、当月の検査対象軽自動車の転入・転出による増減車両数の差引値

軽二輪車増減欄は、当月の軽二輪車の転入・転出による増減車両数を除いた増減車両数の差引値（速報値）

総合計の対前年同月比及び対前月比は、変化が小さいため小数点以下第2位まで算出している